

令和7年

総務委員会

9月11日

豊明市議会

## 総務委員会会議録

令和7年9月11日

午前10時00分 開会

午前10時58分 閉会

### 1. 出席委員

委員長	鈴木智和	副委員長	こんどう のぶお
委員	いとう ひろし	委員	武谷 としお
委員	三浦桂司		
議長	近藤ひろひで		

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤健治	議事課長	深草広治
庶務担当係長	福田悦子	議事担当係長	矢野佑輔

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	小串真美
行政経営部長	伊藤正弘	市民生活部長	川島康孝
秘書広報課長	伊藤克代	公共施設管理課長	北川宜志
情報システム課長	長野直之	財政課長	浦倫彰
税務課長	堅田直寛	債権管理課長	高垣茂晴
市民課長	杉浦由季	共生社会課長	松本小牧

### 5. 傍聴議員

岡島ゆみこ	青木けんじ	中堀りゅういち	浅井たかお
服部龍一	郷右近修	林ゆきひろ	鵜飼貞雄
月岡修一	一色美智子	毛受明宏	堀内ちほ
清水義昭	ふじえ真理子		

### 6. 傍聴者

2名

午前10時開会

○総務委員長（鈴木智和議員） おはようございます。

定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は4つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上、終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（近藤ひろひで議員） おはようございます。皆さん、御苦労さまです。

慎重審議、お願いいたします。

うちの委員会所管だと68号が議場での議案質疑等が行われていますので、同じような質問を繰り返さないように御留意願ひします。よろしくお願ひします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願ひます。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願ひます。

（市長退席をなす）

○総務委員長（鈴木智和議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますよう、お願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるよう、お願いいたします。

初めに、議案第66号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第66号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

この案を提出いたしますのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、議案に基づき、主な改正内容について説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正では、第17条の次に第17条の2を追加し、妊娠、出産時や育児期の職員に対し、仕事と育児の両立支援制度の周知や制度利用等の意向確認及び確認した意向への配慮について規定をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと基本的なことを聞きますけども、この参考資料、17条の2、改正後は、妊娠、出産等について申出をした対象職員等に対する意向確認と書かれておりますけども、条文としてうたうということは、今までは妊娠、出産に対して職員に意向確認していなかったかどうかと、まず1点お願いします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 妊娠した職員に対して、あるいはパートナーが妊娠したということの申出のあった職員に対しては、これまでもいろんな支援制度についての説明はさせていただいております。そして、妊娠中、あるいは出産後、どのような制度の利用をしたいかということの意向確認は面談等によりさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 質問は、職員等には配偶者が職員でない場合も含まれるかどうかと、また、会計年度任用職員さんは等に含まれるかどうかを伺います。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 同居していて、ただ届出の出ていない配偶者と認められるようなパートナーについては含まれますし、あと、会計年度職員さんについても含まれます。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員、関連ですか。

（関連というか、同じところですよの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） じゃ、三浦委員。

○三浦桂司委員 任命権者は3歳に満たない子を養育する職員に対してと書かれておりますけども、この3歳に満たないという中には、例えば養子縁組した子どもも含まれるという解釈でいいのか、教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 養子縁組のお子さんも含まれます。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 17条の2第2項なんですけども、規則で定める期間内というふうになってるんですけども、具体的にこの期間というのはいつなんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 具体的には、お子さんの3歳の誕生日の1か月前までの1年間ということですので、子どもさんが1歳11か月から2歳11か月までの1年間という形になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 これの対象職員さんの意向を確認する方法はどういったことにな

るんですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 人事系のほうでそういった方の面談シートというのを作っております。ですので、基本は所属長が対象職員と面談をして、様々な意向について聞き取る形になっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 この両立支援の方は何人ほど見えるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） ちょっとごめんなさい、質問の意味がよく分からなかったんですけれど。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長、もう少しかみ砕いてお願いします。

○こんどうのぶお委員 これ、出生時両立支援という方と育児期両立支援という方が見えるんですけど、その対象の方というのは分かるんですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁できますか。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今3歳未満のお子さんを養育している職員ということでよろしかったでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長。

○こんどうのぶお委員 はい。

○総務委員長（鈴木智和議員） だそうです。

○秘書広報課長（伊藤克代君） そうしますと、正確な人数はちょっと拾えていないんですけれども、人事給与システムの中で扶養をつけていらっしゃる職員で、その扶養の方が3歳未満の子を扶養をつけていて扶養手当を支給しているよという職員の数につきましては、現在、会計年度を含めて21名おります。ただ、それは本市の職員に扶養をつけている人を拾っただけですので、相手方に、パートナー方に扶養をつけているというのはちょっと拾えてないので、そちらについては拾えてない数字ですということになります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 この改正、これを行うことでこの条例に当てはまる人が増えてくると思うんですけども、条例を使う人でね。この条例の中に当てはまる人が増えてくると思うんですけども、大体何人ぐらいが年間想定されてるのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 現状も実は条例には定められてはいませんが、やっていることですし、増える増えないというのは、多分これからお子さんを妊娠、出産される御家族の方がいるかないかとか、そういったことにもなってきますので、ちょっと増える増えないというのは分かりかねますが、そういったことがあったときには漏れなくこういった制度を使っただけのように案内はしていきたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 3歳に満たない子を複数養育している家庭に対して、その職員に対して、それぞれ個別に意向を確認する制度なんでしょうか。お願いします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 家族の中のことで、上の子、下の子、それぞれではなくて、そういった方がいるというところで一体で利用していただく形になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 仕事と育児の両立に配慮した条例改正になると思うので、賛成します。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第66号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（鈴木智和議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は全会一致により原案のとおり可決するべきものと決しました。

続いて、議案第67号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第67号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、議案に基づき、主な改正内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正では、まず、第20条に規定する「部分休業」について、名称を「第1号部分休業」とし、これまでの勤務時間の始めと終わりに1日2時間を上限に30分単位で取得可能としているものを勤務時間の始め、または終わりに限る取扱いを廃止いたします。

そして、第20条の次に第20条の2から第20条の5までの4条を追加し、「第2号部分休業」を新たに規定いたします。この第2号部分休業は、1日に部分休業として取得できる時間の上限はなく、1年で10日勤務分の時間を1時間単位で取得できるというものです。部分休業を取得しようとする職員は、1号または2号のいずれかを選んで申し出ることとなりますが、第20条の5に規定する特別の事情がある場合には、申出内容を変更することができます。

附則といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 現在の部分休業取得者の方の人数はお分かりになりますか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 現在、部分休業を取得している職員は34名おります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 今まで出勤の1時間、退勤前の1時間という規定を、これがなくなつて、なくなるんだけど、その1時間、1時間というのは残る。プラス途中で30分の中抜けも可能という解釈なんでしょうか。お願いします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 部分休業、1号と2号とどちらかを選ぶ形になりますので、1号を選ばれると、今までだと勤務の始まりと終わりにくっつけた時間でしか取れなかったものが、例えばお昼休みにくっつけて、中抜けという状態での部分休業も取れますという、そういうことが可能となりますという形にはなります。ただ、1号部分休業については毎日のことですので、なかなかそういった利用の方は少ないのかなというふうには想定はしております。代わりに新しく今度規定される2号部分休については、1年間に10日分、1時間単位で自由に取れるので、場合によっては1日お休みということもできるので、何か特別に、例えばお子さんの体調が悪くなったというときに、もちろん子の看護休業も取れますし、部分休業でも取れる。あるいは、保育園で行事があつて、このときに行きたいというときに時間でも取れるし、1日休みも取れるという形になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと確認もありますけども、1日2時間を上限に始めと終わりというのは、具体的には始業時、始業時と終業時ということに理解すればいいですか。8時半から9時半ということで、終わりが5時15分か5時から1時間前という、始めと終わりというのはそういう意味ですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 私たち職員の就業時間が朝8時半から5時15分までですので、それにくっつけてということで、例えば朝1時間、午後1時間、帰りに1時間取るのであれば、委員のおっしゃったとおり、8時半から9時半までと夕方4時半から5時半、ただ、これは30分単位で取れますので、中には朝8時半から9時、帰りに1時間半取るという職員も中にはおります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 想定される人なんですけども、まず有休を使って、有休を全て使い切った人なのか、どういった方を想定されてるのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 未就学の子を養育している職員さんのお休みの取る手段が1つ増えたという形に、10日分増えるという形になりますので、2号を選んだ場合に。ですので、もちろん先ほど言った体調が悪くなれば子の看護休暇もありますし、その方の年次有給休暇もありますが、それに加えて10日間、欠勤にならずにお休みが取れるのが増えたという感じになります。ですので、想定としては、その方の有休を残しておきたいから部分休で取りますという方もいれば、部分休だとお給料がつかないので、いや、有休のほうで取りますという方、それはその職員の方の考え次第になると思います。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今回の第2号部分休業ができて、その対象者には今後どのように周知をしていくのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 職員には、対象者というよりは、もう職員全体に対してこういった制度が10月1日から新しくできましたということは周知したいと思っております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと表記が分かりにくいので、追加として10日分を単位とするということは、1日8時間、7時間45分ですか、掛ける10と捉えればいいのかということ。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 常勤職員については、委員のおっしゃるとおりになります。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 非常勤はどうなりますか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 会計年度職員については、その方々で1日の勤務時間が決められておりますので、その勤務時間、例えば1日5時間なら5時間掛ける10日分というふうな計算になります。

以上です。

（分かりましたの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今回の議案です。未就学児の部分休業の選択肢が増えたということです。その点は非常によいと思います。子の休業は無給のため、休業すると収入が下がると。また、休業の分はほかの方へしわ寄せしてしまう可能性もあるということで、取得しにくい制度だと思います。先ほど、第1号の部分休業の対象者34人ということで、取得者は少ないとは思いますが、本当に必要なのか、取りづらい職場になっているのかよく分かりませんが、夫婦で働く時代であります。仕事の合理化、能率向上と、あと、取得しやすい風土づくりを図り、環境づくりということを目指していただけることを望み、賛成討論とします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第67号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は全会一致により原案のとおり可決するべきものと決しました。

続いて、議案第68号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君） それでは、議案第68号 豊明市都市計画税条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、都市計画事業の状況を踏まえ、必要があるからでございます。

それでは、内容について御説明させていただきますので、1枚おめくりください。

第3条中「100分の0.3」を「100分の0.25」に改めるものです。

なお、附則としまして、令和8年4月1日から施行すること及び経過措置について規定しております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、確認ですけど、減額するのは、下水道料金を下げて、その分を都市計画税を、下水道料金を引き上げて、その分、この都市計画税を下げるというお考えでよろしいでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長に申し上げます。今回は都市計画税の議案ですので、そこの部分で質問をお願いいたします。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 資料の都市計画税の充当事業の中に間米南部区画整理と、あと、三崎水辺公園の改修などがありますとあるんですけど、この都市計画税の趣旨を考えますと、都市計画税を負担している市民と都市計画税を財源として実施している事業の利益で均等が取れていないと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

副委員長、今の資料というのはどの資料を指しておられるのでしょうか。

○こんどうのぶお委員 都市計画税の税率変更というものなんですけど。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長、この資料はこの委員会に提出されていない資料ですので、資料を基にはなくて、違う表現で御質問ください。

ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 これ、税率を100分の0.3を100分の0.25に改めるということで0.05

減ってきてると思うんですが、税率が。今、豊明市の地価、これ、上がってきてると思うんですけど、平均、上がってるところもあれば、そんなに上がってないところもあるし、下がってるところはないと思うんですが、どれくらい上がってるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

堅田課長。

（それ、議案じゃないの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） いとう委員、議案に即した質問でお願いいたします。

（改定の条例の議案だもんの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 この条例に関しては固定資産税の中にある都市計画税を0.05下げる案ですので、我が家も少しばかり市街化区域の中に農地を所有していて、下水を使わないのに都市計画税が課税されているので、少しばかり助かりますが、条例自体は下水道料金と関連していると認識はしておりますけども、これはちょっと建設文教委員会で十分に慎重審議していただいて結論を出していただくことを要望して賛成といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今回の議案第68号 豊明市都市計画税条例の一部改正について、今回の都市計画税を下げることに关しては賛成であります。しかしながら、都市計画税は目的税であります。市街地の発展、道路、公園、下水などの公共インフラを整備するために徴収されています。そのために税の公平性、納得性が極めて重要な税であります。都市計画税の趣旨からいえば、都市計画税を負担している市民と都市計画税を財源として実施している事業の利益で均等が取れていなければなりません。しかし、納得できるような説明があまりなくて、市内全体で使う桜ヶ丘沓掛線トンネルや調整区域にある公園まで活用することが見られるということでもあります。また、毎年このように何に使われたかを十分に公表していません。このように受益者負担になっていないこの条例改正案には反対とします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第68号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（鈴木智和議員） 賛成多数であります。よって、議案第68号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第72号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第3号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第72号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第3号）のうち、秘書広報課所管分につきまして説明いたします。

補正予算書の7ページを御覧ください。

2款1項2目 秘書人事管理費の4 秘書人事管理事務事業で、右側説明欄のとおり、電算関係委託料408万1,000円の増額です。これは令和8年4月から始まる子ども・子育て支援金制度に対応するための人事給与システム改修費用でございます。

以上で秘書広報課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 北川公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） 続きまして、公共施設管理課所管分の歳出について御説明いたしますので、補正予算書の7ページを御覧ください。

2款 総務費、1項7目4 公共施設管理事業、右側説明欄の2行目になります。249万4,000円の増額は、三崎小学校及び館小学校の遊具の改修工事費になります。

以上で公共施設管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 松本共生社会課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 続きまして、共生社会課所管分について御説明いたしますので、補正予算書7ページ上段、上から3つ目を御覧ください。

2款1項11目 市民活動推進費は572万5,000円の増額です。右側説明欄、営繕工事費はカラットの緊急修繕用の工事費で、これまでの執行状況と今後の執行見込みを踏まえて増額するものです。

その下、カラット屋外トイレ倉庫改修工事は、カラット駐車場にあるトイレを安全衛生上撤去し、倉庫に改修するための費用です。

その下、集会所改修等補助金は区町内会が所有する集会所の改修に対する補助金で、これまでの執行状況と今後の執行見込みを踏まえて増額するものです。

以上で共生社会課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 高垣債権管理課長。

○債権管理課長（高垣茂晴君） 続きまして、債権管理課所管分の説明をいたしますので、補正予算書7ページを御覧ください。

下の表、2款2項2目 徴収費、右側説明欄、過誤納還付金を500万円増額し、徴収費の合計7,594万9,000円とするものです。これは執行状況により過誤納還付金の予算が不足する見込みがあるため、計上したものです。

以上で債権管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 杉浦市民課長。

○市民課長（杉浦由季君） それでは、市民課所管分について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、補正予算書8ページをお開きください。

上段、2款3項1目3 戸籍住民基本台帳事務事業、在留カード住居地等記録端末購入費114万3,000円の増額です。入管法の一部改正により、在留カード等及び特定在留カード等のICチップに住居地等を記録することになったため、必要となる端末の購入です。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、5ページをお開きください。

上段、14款3項1目1節 戸籍住民基本台帳事務委託金、中長期在留者住民地届出等事務委託金114万3,000円の増額です。こちらは歳出で御説明した住居地等記録端末購入費の国庫補助金で、補助率は10分の10です。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 長野情報システム課長。

○情報システム課長（長野直之君） 続きまして、情報システム課所管分について御説明申し上げます。

予算書は、債務負担行為の補正でございますので、4ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正の追加の1段目、自治体情報システム標準化対応業務事業は、国の標準仕様にはない機能を別途構築するための費用でございます。昨年9月議会で一度債務負担として計上しておりますが、標準化の移行時期が遅れることにより昨年度中の契約を見送っております。今回は、構築期間を要するもので今年度からの着手が必要な一部のシステムについて計上しております。医療費助成システムと遺児手当システムの構築費用、それから、障がい者支援システムと地域包括支援システムの標準準拠システムとのデータ連携をするために必要な改修費用でございます。

以上で情報システム課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 浦財政課長。

○財政課長（浦 倫彰君） それでは、財政課所管分について御説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

18款 繰入金の最上段、財政調整基金繰入金4,876万円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

武谷委員。

○武谷としお委員 補正予算書の7ページです。2款1項の公共施設、学校の遊具の修繕の話なんですけれども、2款で費用を出すという理由のほうをまずお聞かせください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） 今回の遊具の修繕に当たりましては、昨年度、包括管理業務委託の中で安全の点検を行って、その結果、修繕が必要というふうに判断されたものに対して行うということとしております。ですので、包括管理業務とのつながりがあるというところで、私ども公共施設管理課で対応をさせていただくということにさせていただきました。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 館と三崎の小学校の登り棒と聞きましたけど、登り棒というのはどういう遊具なのか、ちょっと昔とイメージが違うので、お願いします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） 金属の棒が垂直に立ってしまっていて、それにしがみついてよじ登っていくというふうな遊び方をするものになります。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 この登り棒が安全基準が示されていないというのか、今回の改修はそこに該当するのか、それとも器具自体が老朽化して学校からの要望での改修なのか、どっち

か教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） 基準に合致しない部分を直すというところになります。例えばですけれども、登り棒の棒の下部と上部というのはきちんと固定されていなければいけないというふうな基準がありますが、現状、固定されていなかったりしますので、そういったところを直すという内容になっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今のところなんですけど、これ、ハザードスリーになってて、公園遊具だと撤去になると思うんですけど、これは改修することになったんですか。どうして改修することに。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） 三崎小学校、館小学校、今回補正で上げさせていただいているものにつきましては直すということにしております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 どの部分が安全基準に満たなかったんですか。今言ったのは下の……。

○総務委員長（鈴木智和議員） 北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） 登り棒の実際に登っていく棒が下は例えばコンクリートの基礎で埋めて固定するですとか、上部は横に渡している金属の棒があるんですけども、その金属の棒と緊結しないといけない。溶接をしたりですとかして、きちんと固定しないといけない。あとは棒自体が上に飛び出たはいけないとか、そういった基準がありますが、今申し上げた基準に合わないというところで、そこを直すというところなんです。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかに。

議長。

○議長（近藤ひろひで議員） すみません、質問しないつもりだったんですけど、今言う改修だから、遊具とか新しいもの自体はP L法とかいう法律で安全基準が確認されたもの

を購入して取り付ける。ところが、今の改修なので、改修で安全基準を満たすということは、万が一そこで事故があったときには設置者の責任は当然あるんですけど、きちっと保険の対象になるとか、そういったところはどうなりますか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） 直すというところの対応にとどまりますので、法に基づいた補償みたいなものはつかないというところになります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員、関連ですか。

（関連じゃないですの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） いう委員。

○いとうひろし委員 7ページのどこだったかな。カラットの屋外トイレの撤去なんですけども、この理由を教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 屋外トイレでございますが、使用頻度が非常に低いことと水漏れ等が発生しており衛生上よくないので、撤去をし、倉庫化をしまして、御要望が多い屋外でのイベントの備品をしまっておく倉庫とするものでございます。

以上でございます。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今のところなんですけど、これは市が使うとか、指定業者が使う、どちらが使うことになるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 基本的には指定管理者が所有しておるカラットで使用する備品等を入れておくものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今の指定管理者が使用するということであれば、工事費の負担と

か、持つのではないのでしょうか。持つべきじゃないのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 指定管理者が持つ工事といたしますのは一定の額以下ということもございますし、また、市のほうが整備する必要がある、指定管理者がたとえ替わったとしても、市のほうが本来すべきものについては市のほうで工事予算のほうは取ってございます。

以上でございます。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 今、倉庫に建て替えをすることですけど、その倉庫の面積が分かれば教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 申し訳ございません。倉庫の面積については把握してございません。建て替えではなくて、中をスケルトン化して扉をつけるだけというような簡易な工事を予定してございます。

以上でございます。

（今の大きさは変わらないんだねの声あり）

○共生社会課長（松本小牧君） 大きさは変更ございません。

以上でございます。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 4ページの第3表、債務負担行為の追加ですけども、自治体情報システム標準化対応業務事業で遅れている説明があったんですけども、内容についてちょっと早かったのが、8年度までに改修するのと9年度までに行うの、国保とか、遺児とか、介護とか、4つぐらい言われたので、ちょっとその説明をお願いします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 遺児手当のシステムと医療費助成のシステムは令和9年度の移行に合わせて、そこまでに整備をいたします。障がい者支援システムの中の避難者行動要支援者名簿の機能と高齢者台帳の機能というもの、それから、地域包括支援の

システムのほうは介護保険のシステムと連携をしたいので、介護保険のほうのシステムは令和8年度の移行を予定しておりますので、こちらの2つは令和7、8の2か年で改修のほうを掛けていきたいという予定であります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 今のところの関連です。標準化の移行時期が遅れた理由というのは何かあるのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 本市のメインのシステム事業者が手がけている富士通製のシステムがあるんですけども、そちらの開発時期が令和7年の期限までに間に合わないということで申出を受けまして、本市として遅れるよというのを承認して令和9年度に移行するという形で協議のほうを進めてまいりました。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 7ページの過誤納還付金、これ、聞き慣れない言葉なんですけど、どういったことで原因が起きてくるのかと人数が分かれば教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

高垣課長。

○債権管理課長（高垣茂晴君） 過誤納還付金ですけども、こちらは確定申告や修正申告等により税額変更があった場合、既に納付していただいているものに対して還付する必要が生じた場合に支払うものとして計上しております。そして、人数なんですけども、件数でいいますと6年度の実績が589件ありました。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今のでお聞きしました。二重納付があるということで、その防止策とか対策というのは考えたことはありませんか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 高垣課長。

○債権管理課長（高垣茂晴君） 先ほど申し忘れましたが、二重納付も中にはござい

ます。二重納付というのは、最初に納付書をお送りしまして、その後、納期までに納付がなかった場合に督促状というのを送りますね。督促状で先に納めていただいたんですけども、先に届いた納付書を見つけてもう一度納付されるというケースがございます。なので、それぞれの事情といたしますか、それで二重納付というのは起こり得ます。また、確定申告や修正申告等も同じくそれぞれの事情においてなされるものですので、還付が減るように誘導することはとても難しいと考えております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 この過誤納還付金、確定見込み、どこの課に幾らの過誤納が生じたのかと、また、この還付金は例年は12月に補正していたと記憶しておりますけども、この9月に提案してきた理由を教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

高垣課長。

○債権管理課長（高垣茂晴君） 申し訳ありません、最初のほうの質問をもう一度お願いできますでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 三浦委員、もう一度、最初のほうをお願いします。

○三浦桂司委員 どこの課に多く過誤納還付金が生じていたのかと。

○総務委員長（鈴木智和議員） 高垣課長。

○債権管理課長（高垣茂晴君） 課といたしますより、税目でいいますと市民税が一番多いですね。

その次に、この時期に計上する必要性ですけども、令和6年度の第1四半期の還付の実績が約800万円だったのに対しまして、今年度の同時期の実績が既に1,200万円となっておりますので、例年より時期を早めて、また、額も多く補正する必要があると考えました。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 上四半期というのは4月から6月までを指しているのかどうか、ちょっと教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

高垣課長。

○債権管理課長（高垣茂晴君） 第1四半期ですので、4月から6月というふうを集計しております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

議長。

○議長（近藤ひろひで議員） すみません、また質問しちゃって。7ページの集会所の改修補助金の件、お聞きします。342万7,000円ということで、いわゆる具体的な数字で上がってきてますけれど、1億6,000余の予算に対して500余の補正を求めてみえるんですけど、こうやって具体的にあるということは、もう現在申請等があって、これだけ足りないという意味だと思うんですけど、ということは、この時点で例えば350万とかいう数字じゃなくて、わざわざ細かく補正された。ということは、今後もしあったらまた12月とかで補正されるので、正確に出されたいという意図でこういう数字が出てるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 集会所補助金の運用でございますが、まず、この集会所補助金の要望につきましては、空調の設備の故障ですとか漏水等の緊急を要する修繕を優先して受け付けることとしております。そして、その他の緊急を要しない今回のような施設の改良工事、例えば居室のフローリング化ですとか、トイレの洋式化、外壁塗装などの予防的な修繕につきましては、地域からの要望と残予算を勘案しまして、必要に応じて年度途中で補正予算にて対応させていただくこととしております。今回はこの額につきましては2区1町内会の工事要望の分を計上させていただいておるものです。

以上でございます。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今回の話で、補助申請がこれから出てきたものはみんな認めていくと、こういうことなんですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 集会所補助金の御要望につきましては、随時受け付けをしております。特に先ほど申し上げたような緊急の対応を要するものについては、年度内に早急に対応していくという方針でやってございます。ただ、緊急を要しないものにつきましては、残予算を鑑み、年度内にやるのか、もしくは時期を遅らせていただくのか、その都度判断させていただいておるものでございます。

以上でございます。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員　これは三崎区と勅使台区と宿の町内と聞きましたけども、これ、上限が200万だと記憶しておりますけども、200万円を超える修繕の場合、例えば阿野のふれあい会館のエアコンは25年が経過していて、全面取替えとなると1,500万程度かかるという試算がもうされております。そういう場合は数年度にわたって申請できるものかどうか、ちょっと教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員）　松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君）　そのとおりでございまして、2分の1補償というふうになってございますので、半分は地区のほうが負担いただかなければいけません。そのため、多くの地区では計画的に工事を分割して実施をしていただいております。ですので、複数年間に分けてちょっとずつ補修をする、工事をするということが対応可能でございます。

以上でございます。

○総務委員長（鈴木智和議員）　ほかにございせんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　先ほどの7ページの公共施設管理、遊具等の改修工事なんですけど、これ、たくさんの小中学校の遊具、運動具が禁止になってると思うんですけど、今回なぜこの学校に決まったんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員）　北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君）　委員おっしゃるとおり、市内の全小中学校において複数の遊具、体育器具、サッカーゴールなどの体育器具が使用禁止の状態になっております。全ての遊具に対してどういうふうに、どこをどういうふうに直していく、それに幾らお金がかかる、それをまた学校と調整をするということをしてますと、数が非常に多いものですから大変時間がかかるということが予想されました。今回、予算を上げさせていただきました三崎小学校と館小学校におきましては、もう今遊べる遊具がほとんどないという状況になってます。その2校に通う児童にとっては非常に寂しい思いをさせているというふうに思っておりますので、この2校に関しては一番初めに優先して取り組みたいということで、2校分をまず上げさせていただきました。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員）　ほかにございせんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　長い間、使用禁止になってたと思うんですけど、どのぐらいの長い時間というか期間ですかね。

○総務委員長（鈴木智和議員） 北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） 使用禁止というふうに判断をしたのが令和6年7月頃というふうに認識しております。ですので、それから1年と2か月ほど経過しているという状況です。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 包括管理の業者というのが維持管理してるんですけど、そちらのほうで修理とかそういう案件はないんですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） 既に、鉄棒は学校が授業で使うということもありまして、早急に対応してほしいという要望も強かったものですから、鉄棒に関しては包括管理業務の中で対応をさせていただきました。あとは塗装の塗り替えだけで済むようなものとか、そういったものを包括管理業務で行っております。その他の修繕、補修に関しましては費用も結構かかってくる。1台当たりの遊具で何十万とかかかってきますので、それを予算が限られた包括管理業務の中で行うと他の修繕等への影響も懸念されますので、別途で修繕で対応したほうが良いという考えで行っております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 8ページの戸籍住民基本台帳費ですけども、残留カードの居住地等記録端末購入費、これ、マイナンバーの残留カードで、ちょっとよく分からないので、在留カードをネットで調べてみたらマイナンバーカードみたいなもので、マイナンバーカードと一体化するものですか、これは。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 今回、入管法番号利用法等の改正に基づきまして特定在留カード等が新設されました。そこで、マイナンバーカードと在留カードを一体化し、特定在留カードというものになります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 豊明も外国の人が増えていて、市民課のボード、9月現在、四千五百何人って書かれておりました。ごくまれに就労ビザではなくて、短期ビザで来られて失踪するケースもニュースになっておりますけども、入国管理法では住んでる住所とか登録が必要なはずですけども、住所変更した場合、この住民基本台帳との関係はどうなっているのか。マイナンバーカードのようにICチップで住所登録するわけですかね。分かりますか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 外国人、日本人を問わず、住所変更された場合には必ず市民課のほうにお越しいただきまして、住所の異動届をしていただきます。そして、マイナンバー……。すみません、もう一度お願いします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 ICチップに住所登録するのかどうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 今回、法改正によって、今まではICチップに市役所の職員が住居地の記録をすることはありませんでした。今回の法改正によって記録をするようにというふうに示されましたので行います。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今のところなんですけど、この対象の人数ってどのぐらいになるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） まず、外国人の人口なんですけれども、9月1日現在で4,543人です。それにマイナンバーカードを保有している割合としまして、こちらなんですけど、9月9日現在、約67%です。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長。

○こんどうのぶお委員 ちょっとお聞きしたいんですが、その残留カードを持っている方というのはどのような方になるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 在留資格を有する者で在留カードを持っている方が住民票の

対象となります。なので、旅行ですとか短期滞在の方たちは在留カードというものを入管から交付はされておられませんので、住民票対象外となります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今回の導入に当たって、人件費というか、手間とかは増えるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 今回の法改正で特定在留カードになった場合、入管のほうで例えば在留カードの更新等が行われた場合には、マイナンバーカードと一体化されている特定在留カードの場合は市役所にお越しいただくことは必要ありません。ですが、今、在留カードとマイナンバーカードの両方を持っていらっしゃる方は、在留カードの更新に伴いマイナンバーカードの有効期限の更新をしていただかないといけないので、必ず市役所にお越しいただかなければいけないという状況で、そして、プラス、今度、在留カードにICチップに住居地を入力しなければいけないということは1つ業務が増えました。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 本委員会所管部分について、総体的に委員会部分については全て必要な補正予算と判断して賛成といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 議案第72号、公共施設管理の遊具の件なんですけど、対応のほうで非常に遅くて、このような状況は早急に処理すべきであります。また、集会所の改修の補助金に関しても、補正で計上するのではなく、当初から予定の予算を立てておくべきであると思います。様々な点で補正としての予算が甘く、この補正に反対をします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第72号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長（鈴木智和議員） 賛成多数であります。よって、議案第72号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な審査、御苦勞さまでございました。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前10時58分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長